

議案第 19 号

青森公立大学事務局規程の一部を改正する規程の制定について

青森公立大学事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

青森公立大学事務局規程の一部を改正する規程

平成 30 年 月 日
規程第 号

青森公立大学事務局規程（平成 21 年規程第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 13 号を第 14 号とし、第 12 号の次に次の 1 号を加える。

(13) 国際芸術センター青森に関する事項

第 3 条第 2 項第 11 号を第 14 号とし、第 10 号の次に次の 3 号を加える。

(11) 情報システムの管理及び運営に関する事項

(12) 情報処理に関する教育の支援に関する事項

(13) 情報システムの利用促進に関する事項

第 3 条第 3 項第 21 号から第 24 号までを削り、第 25 号を第 22 号とし、第 14 号から第 20 号を 1 号ずつ繰り下げ、第 13 号の次に次の 1 号を加える。

(14) 後援会等への支援に関する事項

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。